

弁護士 吉岡 毅
(浦和法律事務所)

報酬等基準

2009年（平成21年）1月

【法律相談】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 法律相談	初回市民 法律相談料 一般 法律相談料	30分ごとに 5000円から1万円の範囲内の一定額 30分ごとに 5000円以上2万5000円以下	
2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは 10万円から30万円の範囲内の額	
3 その他	顧問料	事業者の場合 月額5万円以上 非事業者の場合 年額6万円（月額5000円）以上	
4	日当	半日 … 3万円以上5万円以下 一日 … 5万円以上10万円以下	①

【民事事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政事件、仲裁事件	着手金 報酬金	<p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 8% 300万円を超える場合 … 5% + 9万円 3000万円を超える場合 … 3% + 69万円 3億円を超える場合 … 2% + 369万円 ただし着手金の最低額は10万円とする。 また、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p> <p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 16% 300万円を超える場合 … 10% + 18万円 3000万円を超える場合 … 6% + 138万円 3億円を超える場合 … 4% + 738万円 なお、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p>	②
2 調停事件、示談交渉事件	着手金 報酬金	<p>1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ただし着手金の最低額は10万円とする。 示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1または5の額の2分の1とする。</p>	
3 契約締結交渉	着手金 報酬金	<p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 2% 300万円を超える場合 … 1% + 3万円 3000万円を超える場合 … 0.5% + 18万円 3億円を超える場合 … 0.3% + 78万円 ただし着手金の最低額は10万円とする。 また、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p> <p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 4% 300万円を超える場合 … 2% + 6万円 3000万円を超える場合 … 1% + 36万円 3億円を超える場合 … 0.6% + 156万円 なお、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。</p>	
4 督促手続事件	着手金	<p>事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 2% 300万円を超える場合 … 1% + 3万円 3000万円を超える場合 … 0.5% + 18万円 3億円を超える場合 … 0.3% + 78万円 ただし着手金の最低額は5万円とする。</p>	

【民事事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

			また、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 訴訟に移行したとき の着手金は、1または5の額と上記の額の差額とする。	
		報酬金	1または5の額の2分の1 なお、報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる	
5	手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 4% 300万円を超える場合 … 2.5% + 4.5万円 3000万円を超える場合 … 1.5% + 34.5万円 3億円を超える場合 … 1% + 184.5万円 ただし着手金の最低額は5万円 また、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
		報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 8% 300万円を超える場合 … 5% + 9万円 3000万円を超える場合 … 3% + 69万円 3億円を超える場合 … 2% + 369万円 なお、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。	
6	離婚事件	調停・交渉	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 なお、離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1とする。 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1または2による。 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	
		訴訟	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 なお、離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1とする。 財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1または2による。 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	
7	境界に関する事件	着手金 報酬金	それぞれ30万円から60万円の範囲内の額 なお、1の額が上記の額より上回るときは、1による。 上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。	③
8	借地非訟事件	着手金	借地権の額が5000万円以下の場合 20万円から50万円の範囲内の額 借地権の額が5000万円を超える場合 上記の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額	④

【民事事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

		報酬金 (申立人)	1に準ずる。 なお、経済的利益の額は次のとおりとする。 申立の認容 … 借地権の額の2分の1 相手方の介入権認容 … 財産上の給付額の2分の1
		報酬金 (相手方)	1に準ずる。 なお、経済的利益の額は次のとおりとする。 申立の却下または介入権の認容 … 借地権の額の2分の1 賃料の増額の認容 … 賃料増額分の7年分 財産上の給付の認容 … 財産上の給付額
9	保全命令申立事件等	着手金	1の着手金の額の2分の1 審尋または口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2 ただし着手金の最低額は10万円とする。 なお、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に受けることができる。
		報酬金	事件が重大または複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋または口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準じて受けることができる なお、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に受けることができる。
10	民事執行事件	民事執行	着手金 1の着手金の額の2分の1 ただし着手金の最低額は5万円とする。 なお、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分の1
		執行停止	着手金 1の着手金の額の2分の1 ただし着手金の最低額は5万円とする。 なお、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分の1
		報酬金	事件が重大または複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 なお、本案事件と併せて受任した場合でも、本案事件とは別に受けることができる。
11	破産手続開始、 会社整理、 特別清算、 会社更生の各申立事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等、事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 … 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 … 20万円以上 (3)自己破産以外の破産 … 50万円以上 (4)会社整理 … 100万円以上 (5)特別清算 … 100万円以上 (6)会社更生 … 200万円以上 免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は、上記着手金額の2分の1

【民事事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する）。ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は、免責決定を受けた場合に限る。 免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の報酬金についても、上記報酬金の算定方法を準用する。 なお、保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。
民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等、事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者 … 100万円以上 (2)非事業者 … 30万円以上 (3)小規模個人及び給与所得者等 … 20万円以上 民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、上記着手金(2), (3)の2分の1
	執務報酬	再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金または報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。
12.任意整理事件 (11の各事件に該当しない債務整理事件)	報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する）。 ただし、再生計画認可決定を受けた場合に限り受け取ることができる。 民事再生法235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の報酬金についても、上記報酬金の算定方法を準用する。 また、保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。

【民事事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

			<p>(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき</p> <p>5000万円以下の場合 … 3%</p> <p>5000万円を超える場合 … 2% + 50万円</p> <p>1億円を超える場合 … 1% + 150万円</p> <p>ただし、事件が債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了した場合は、11の報酬に準ずる。</p> <p>なお、事件の処理について裁判上の手続を要したときは、上記に定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。</p>
13	行政上の審査請求、 異議申立、 再審査請求、 その他の不服申立事件	着手金 報酬金	<p>1の着手金の額の3分の2 ただし着手金の最低額は10万円とする。 審尋または口頭審理等を経た場合は、1に準ずる。</p> <p>1の報酬金の額の2分の1 審尋または口頭審理等を経た場合は、1に準ずる。</p>

【刑事・少年事件】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額			備考	
1 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審を いう。以下同じ) の事 案簡明な刑事事件	着手金 報酬金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額			⑤	
		起訴前	不起訴 求略式命令	20万円から50万円の範囲 内の額 上記の額を超えない額		
		起訴後	刑の執行猶予 求刑された刑が 輕減された場合	20万円から50万円の範囲 内の額 上記の額を超えない額		
2 起訴前及び起訴後の1 以外の事件、 再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上			⑥	
	報酬金	起訴前	不起訴, 求略式命令	20万円から50万円の範囲 内の一定額以上		
		起訴後	無罪	50万円を最低額とする一 定額以上		
			刑の執行猶予 求刑された刑が 輕減された場合	20万円から50万円の範囲 内の一定額以上 輕減の程度による相当額		
			検察官上訴が棄 却された場合	20万円から50万円の範囲 内の一定額以上		
3 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上			⑥	
	報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上				
4 保釈・勾留の執行停止 ・抗告・即時抗告・準 抗告・特別抗告、勾留 理由開示等の申立	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件 のものとは別に受けることができる。				
5 告訴・告発・検察審査 の申立、 仮釈放・仮出獄・恩赦 等の手続	着手金	1件につき10万円以上			⑥	
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる				
6 少年	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額			⑥	
		非行事実なしに基づく審判、 不開始又は不処分	20万円から50万円の範囲 内の一定額以上			
		その他	20万円から50万円の範囲 内の額			
7 少年	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額			⑥	
		非行事実なしに基づく審判、 不開始又は不処分	20万円から50万円の範囲 内の一定額以上			
		その他	20万円から50万円の範囲 内の額			

【裁判上の手数料】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

事件等(手数料の項目)	分類	弁護士報酬(手数料)の額	備考
1 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金と別に受けることができる)	基本 特に複雑又は特殊な事情がある場合	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額 弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合 示談交渉を要する場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.5%+22万円 3億円以上の場合 … 0.3%+82万円 示談交渉事件として、民事事件の2, 6ないし8による。	
3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額	
4 倒産整理事件の債権届出	基本 特に複雑又は特殊な事情がある場合	5万円から10万円の範囲内の額 弁護士と依頼者との協議により定める額	
5 簡易な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)		10万円から20万円の範囲内の額	

【裁判外の手数料】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

事件等 (手数料の項目)	分類		弁護士報酬の額	備考
1 法律関係調査 (事実関係調査を含む)	基本 特に複雑又は特殊な事情がある場合		5万円から20万円の範囲内の額 弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型 非定型		経済的な利益の額が 1000万円未満のもの … 5万円から10万円の範囲内の額 1000万円以上1億円未満のもの … 10万円から30万円の範囲内の額 1億円以上のもの … 30万円以上 経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.3%+28万円 3億円を超える場合 … 0.1%+88万円 弁護士と依頼者との協議により定める額	
3 内容証明郵便作成	弁護士名表示なし	基本	1万円から3万円の範囲内の額	
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	弁護士名表示あり	基本	3万円から5万円の範囲内の額	
4 遺言書作成	定型 非定型		300万円以下の場合 … 20万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 0.3%+38万円 3億円を超える場合 … 0.1%+98万円 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	基本			
	特に複雑又は特殊な事情がある場合			
	公正証書にする場合		上記手数料に3万円を加算する。	
5 遺言執行	基本		経済的な利益の額が 300万円以下の場合 … 30万円 300万円を超え3000万円以下の場合 … 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下の場合 … 1%+54万円	

【裁判外の手数料】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

	特に複雑又は特殊な事情がある場合 遺言執行に裁判手続を要する場合	3億円を超える場合 … 0.5%+204万円 弁護士と受遺者との協議により定める額 遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる。	
6	会社設立等	設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い額 または増減資額が 1000万円以下の場合 … 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 … 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 … 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 … 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 … 0.5%+230万円 20億円を超える場合 … 0.3%+630万円 ただし、最低額は次のとおりとする。 合併または分割 … 200万円 通常清算 … 100万円 その他の手続き … 10万円
7	会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円 なお、事案によっては増減額できる。
		交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は 1通につき1000円
8	株主総会等指導	基本	30万円以上
		総会準備も指導する場合	50万円以上
9	現物出資等証明 (商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明)		1件 30万円 なお、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
10	簡易な自賠責請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		給付金額が 150万円以下の場合 … 3万円 150万円を超える場合 … 紹介金額の2% なお、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、増減額できる。
11	任意後見、 財産管理・身上監護	契約の締結に先立つて、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他(依頼者の財産管理または身上監護にあたって)把握すべき事情等を調査する場合の手数料 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬	1を準用する (1) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額5000円から5万円の範囲内 (2) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額3万円から10万円の範囲内 ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理

【裁判外の手数料】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

		を要した場合、または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別に、この規定により算定された報酬を受けることができる。
	契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料	1回あたり5000円から3万円の範囲内

【備考】 弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版：転載不可

- ① 「半日」は往復2時間を超える場合、「一日」は往復4時間を超える場合。
- ② 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を、それぞれ基準として算定する。

<算定可能な場合の算定基準>

- イ. 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ. 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ. 繼続的給付債権
 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは7年分の額
- ニ. 貸料増減額請求 増減額分の7年分の額
- ホ. 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ. 占有权・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権
 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト. ①建物についての所有権に関する事件
 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
 ②建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件
 へにその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ. 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ. 担保権
 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ. 不動産について所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件
 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
- ル. 証害行為取消請求事件
 取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ. 共有物分割請求事件
 対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額
- ワ. 遺産分割請求事件
 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ. 遺留分滅殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ. 金銭債権についての民事執行事件
 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

<算定不能な場合の算定基準>

800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは、増減額しなければならない。

③ 境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

調停及び示談交渉事件の場合は、7の額又は1の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、7の額又は1の額の、それぞれ2分の1

④ 調停事件は8に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。

示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、8の着手金の額の2分の1

⑤ 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は煩雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状事件、起訴後については公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは、1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。

⑥ 家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。

同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、着手金及び報酬金を減額することができる。

逆送致事件は、刑事事件の1及び2による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。

報酬等基準速算表

弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

訴訟事件（手形・小切手訴訟を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件について、経済的利益の額（A）が300万円以下の場合の着手金、報酬金の標準額は次のとおり。

（単位：円）

(A)	着手金 <(A)×8%>		報酬金 <(A)×16%>	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
200,000	100,000	～	32,000	22,400 ～ 41,600
400,000	100,000	～	64,000	44,800 ～ 83,200
600,000	100,000	～	96,000	67,200 ～ 124,800
800,000	100,000	～	128,000	89,600 ～ 166,400
1,000,000	100,000	100,000 ～ 104,000	160,000	112,000 ～ 208,000
1,200,000	100,000	100,000 ～ 124,800	192,000	134,400 ～ 249,600
1,250,000	100,000	100,000 ～ 130,000	200,000	140,000 ～ 260,000
1,400,000	112,000	100,000 ～ 145,600	224,000	156,800 ～ 291,200
1,600,000	128,000	100,000 ～ 166,400	256,000	179,200 ～ 332,800
1,800,000	144,000	100,800 ～ 187,200	288,000	201,600 ～ 374,400
2,000,000	160,000	112,000 ～ 208,000	320,000	224,000 ～ 416,000
2,200,000	176,000	123,200 ～ 228,800	352,000	246,400 ～ 457,600
2,400,000	192,000	134,400 ～ 249,600	384,000	268,800 ～ 499,200
2,600,000	208,000	145,600 ～ 270,400	416,000	291,200 ～ 540,800
2,800,000	224,000	156,800 ～ 291,200	448,000	313,600 ～ 582,400
3,000,000	240,000	168,000 ～ 312,000	480,000	336,000 ～ 624,000

報酬等基準速算表

弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

訴訟事件(手形・小切手訴訟を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件について、経済的利益の額(A)が300万乃至3000万円の場合の着手金、報酬金の標準額は次のとおり。

(単位:円)

(A)	着手金 <(A)×5%+9万円>		報酬金 <(A)×10%+18万円>	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
3,500,000	265,000	185,500 ~ 344,500	530,000	371,000 ~ 689,000
4,000,000	290,000	203,000 ~ 377,000	580,000	406,000 ~ 754,000
4,500,000	315,000	220,500 ~ 409,500	630,000	441,000 ~ 819,000
5,000,000	340,000	238,000 ~ 442,000	680,000	476,000 ~ 884,000
5,500,000	365,000	255,500 ~ 474,500	730,000	511,000 ~ 949,000
6,000,000	390,000	273,000 ~ 507,000	780,000	546,000 ~ 1,014,000
6,500,000	415,000	290,500 ~ 539,500	830,000	581,000 ~ 1,079,000
7,000,000	440,000	308,000 ~ 572,000	880,000	616,000 ~ 1,144,000
7,500,000	465,000	325,500 ~ 604,500	930,000	651,000 ~ 1,209,000
8,000,000	490,000	343,000 ~ 637,000	980,000	686,000 ~ 1,274,000
8,500,000	515,000	360,500 ~ 669,500	1,030,000	721,000 ~ 1,339,000
9,000,000	540,000	378,000 ~ 702,000	1,080,000	756,000 ~ 1,404,000
9,500,000	565,000	395,500 ~ 734,500	1,130,000	791,000 ~ 1,469,000
10,000,000	590,000	413,000 ~ 767,000	1,180,000	826,000 ~ 1,534,000
11,000,000	640,000	448,000 ~ 832,000	1,280,000	896,000 ~ 1,664,000
12,000,000	690,000	483,000 ~ 897,000	1,380,000	966,000 ~ 1,794,000
13,000,000	740,000	518,000 ~ 962,000	1,480,000	1,036,000 ~ 1,924,000
14,000,000	790,000	553,000 ~ 1,027,000	1,580,000	1,106,000 ~ 2,054,000
15,000,000	840,000	588,000 ~ 1,092,000	1,680,000	1,176,000 ~ 2,184,000
16,000,000	890,000	623,000 ~ 1,157,000	1,780,000	1,246,000 ~ 2,314,000
17,000,000	940,000	658,000 ~ 1,222,000	1,880,000	1,316,000 ~ 2,444,000
18,000,000	990,000	693,000 ~ 1,287,000	1,980,000	1,386,000 ~ 2,574,000
19,000,000	1,040,000	728,000 ~ 1,352,000	2,080,000	1,456,000 ~ 2,704,000
20,000,000	1,090,000	763,000 ~ 1,417,000	2,180,000	1,526,000 ~ 2,834,000
21,000,000	1,140,000	798,000 ~ 1,482,000	2,280,000	1,596,000 ~ 2,964,000
22,000,000	1,190,000	833,000 ~ 1,547,000	2,380,000	1,666,000 ~ 3,094,000
23,000,000	1,240,000	868,000 ~ 1,612,000	2,480,000	1,736,000 ~ 3,224,000
24,000,000	1,290,000	903,000 ~ 1,677,000	2,580,000	1,806,000 ~ 3,354,000
25,000,000	1,340,000	938,000 ~ 1,742,000	2,680,000	1,876,000 ~ 3,484,000
26,000,000	1,390,000	973,000 ~ 1,807,000	2,780,000	1,946,000 ~ 3,614,000

報酬等基準速算表

弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

27,000,000	1,440,000	1,008,000 ~ 1,872,000	2,880,000	2,016,000 ~ 3,744,000
28,000,000	1,490,000	1,043,000 ~ 1,937,000	2,980,000	2,086,000 ~ 3,874,000
29,000,000	1,540,000	1,078,000 ~ 2,002,000	3,080,000	2,156,000 ~ 4,004,000
30,000,000	1,590,000	1,113,000 ~ 2,067,000	3,180,000	2,226,000 ~ 4,134,000

報酬等基準速算表

弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

訴訟事件(手形・小切手訴訟を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件について、経済的利益の額(A)が3000万円以上の場合の着手金、報酬金の標準額は次のとおり。

(単位:円)

(A)	着手金 <(A)×3%+69万円>		報酬金 <(A)×6%+138万円>	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
35,000,000	1,740,000	1,218,000 ~ 2,262,000	3,480,000	2,436,000 ~ 4,524,000
40,000,000	1,890,000	1,323,000 ~ 2,457,000	3,780,000	2,646,000 ~ 4,914,000
45,000,000	2,040,000	1,428,000 ~ 2,652,000	4,080,000	2,856,000 ~ 5,304,000
50,000,000	2,190,000	1,533,000 ~ 2,847,000	4,380,000	3,066,000 ~ 5,694,000
55,000,000	2,340,000	1,638,000 ~ 3,042,000	4,680,000	3,276,000 ~ 6,084,000
60,000,000	2,490,000	1,743,000 ~ 3,237,000	4,980,000	3,486,000 ~ 6,474,000
65,000,000	2,640,000	1,848,000 ~ 3,432,000	5,280,000	3,696,000 ~ 6,864,000
70,000,000	2,790,000	1,953,000 ~ 3,627,000	5,580,000	3,906,000 ~ 7,254,000
75,000,000	2,940,000	2,058,000 ~ 3,822,000	5,880,000	4,116,000 ~ 7,644,000
80,000,000	3,090,000	2,163,000 ~ 4,017,000	6,180,000	4,326,000 ~ 8,034,000
85,000,000	3,240,000	2,268,000 ~ 4,212,000	6,480,000	4,536,000 ~ 8,424,000
90,000,000	3,390,000	2,373,000 ~ 4,407,000	6,780,000	4,746,000 ~ 8,814,000
95,000,000	3,540,000	2,478,000 ~ 4,602,000	7,080,000	4,956,000 ~ 9,204,000
100,000,000	3,690,000	2,583,000 ~ 4,797,000	7,380,000	5,166,000 ~ 9,594,000
110,000,000	3,990,000	2,793,000 ~ 5,187,000	7,980,000	5,586,000 ~ 10,374,000
120,000,000	4,290,000	3,003,000 ~ 5,577,000	8,580,000	6,006,000 ~ 11,154,000
130,000,000	4,590,000	3,213,000 ~ 5,967,000	9,180,000	6,426,000 ~ 11,934,000
140,000,000	4,890,000	3,423,000 ~ 6,357,000	9,780,000	6,846,000 ~ 12,714,000
150,000,000	5,190,000	3,633,000 ~ 6,747,000	10,380,000	7,266,000 ~ 13,494,000
160,000,000	5,490,000	3,843,000 ~ 7,137,000	10,980,000	7,686,000 ~ 14,274,000
170,000,000	5,790,000	4,053,000 ~ 7,527,000	11,580,000	8,106,000 ~ 15,054,000
180,000,000	6,090,000	4,263,000 ~ 7,917,000	12,180,000	8,526,000 ~ 15,834,000
190,000,000	6,390,000	4,473,000 ~ 8,307,000	12,780,000	8,946,000 ~ 16,614,000
200,000,000	6,690,000	4,683,000 ~ 8,697,000	13,380,000	9,366,000 ~ 17,394,000

報酬等基準速算表

弁護士吉岡毅(浦和法律事務所)の報酬等基準 2009年1月版:転載不可

訴訟事件（手形・小切手訴訟を除く）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件について、経済的利益の額（A）が3億円以上の場合の着手金、報酬金の標準額は次のとおり。

（単位：円）

(A)	着手金 < (A) × 2% + 369万円 >		報酬金 < (A) × 4% + 738万円 >	
	標準額	増減許容額	標準額	増減許容額
300,000,000	9,690,000	6,783,000 ~ 12,597,000	19,380,000	13,566,000 ~ 25,194,000
400,000,000	11,690,000	8,183,000 ~ 15,197,000	23,380,000	16,366,000 ~ 30,394,000
500,000,000	13,690,000	9,583,000 ~ 17,797,000	27,380,000	19,166,000 ~ 35,594,000
600,000,000	15,690,000	10,983,000 ~ 20,397,000	31,380,000	21,966,000 ~ 40,794,000
700,000,000	17,690,000	12,383,000 ~ 22,997,000	35,380,000	24,766,000 ~ 45,994,000
800,000,000	19,690,000	13,783,000 ~ 25,597,000	39,380,000	27,566,000 ~ 51,194,000
900,000,000	21,690,000	15,183,000 ~ 28,197,000	43,380,000	30,366,000 ~ 56,394,000
1,000,000,000	23,690,000	16,583,000 ~ 30,797,000	47,380,000	33,166,000 ~ 61,594,000
2,000,000,000	43,690,000	30,583,000 ~ 56,797,000	87,380,000	61,166,000 ~ 113,594,000
3,000,000,000	63,690,000	44,583,000 ~ 82,797,000	127,380,000	89,166,000 ~ 165,594,000